

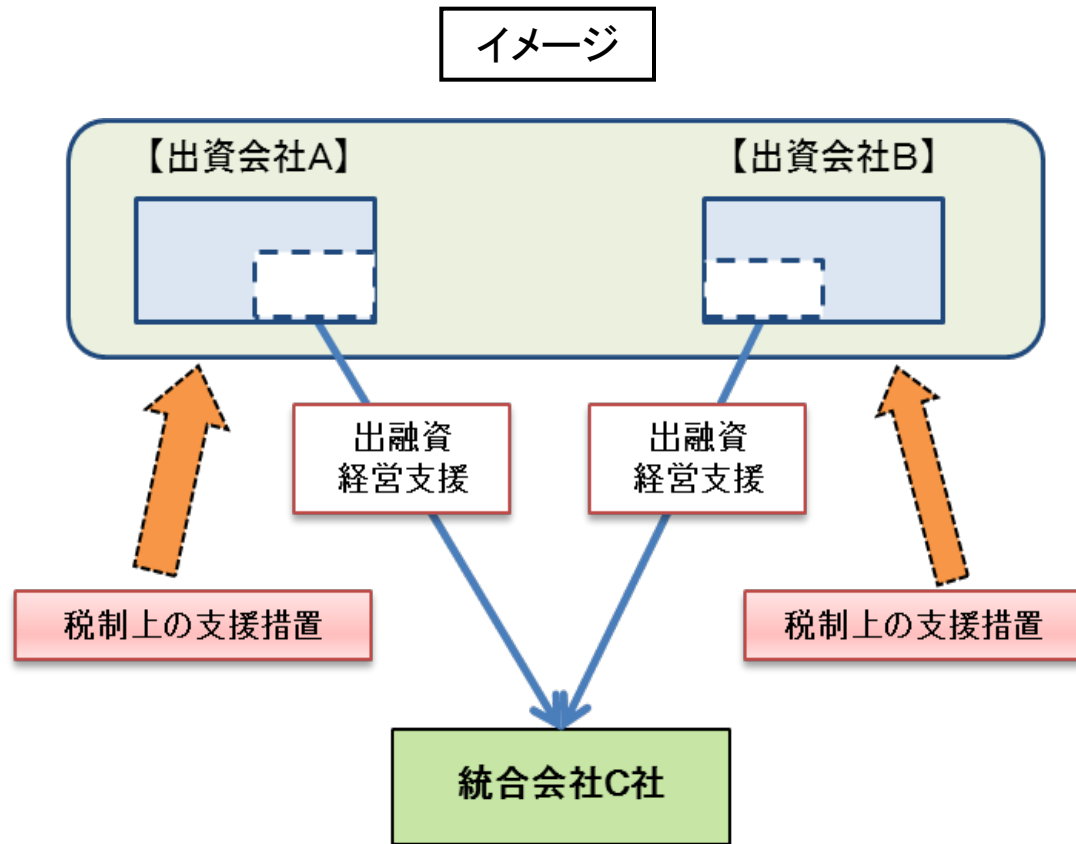
事業再編促進税制について

平成25年11月

経済産業省

事業再編を促進する税制の創設 (法人税・法人住民税・事業税)

- 我が国では1つの事業部門に多くの事業者が存在し、その利益率は極端に低くなっている状況。
- また、個社では十分活用できないものの、他社の経営資源と融合することで、成長が期待できる事業が存在。
- 大胆な事業再編に踏み切る企業に税制措置を講ずることで、成長に向けた流れを後押し。



事業再編の必要性 その1 : 国際競争力強化

○北米、欧州、アジア等では1つの事業部門に1社のみ存在するのに対し、**我が国では1つの事業部門に複数の事業者が乱立**。事業統合による国際競争力強化が急務。

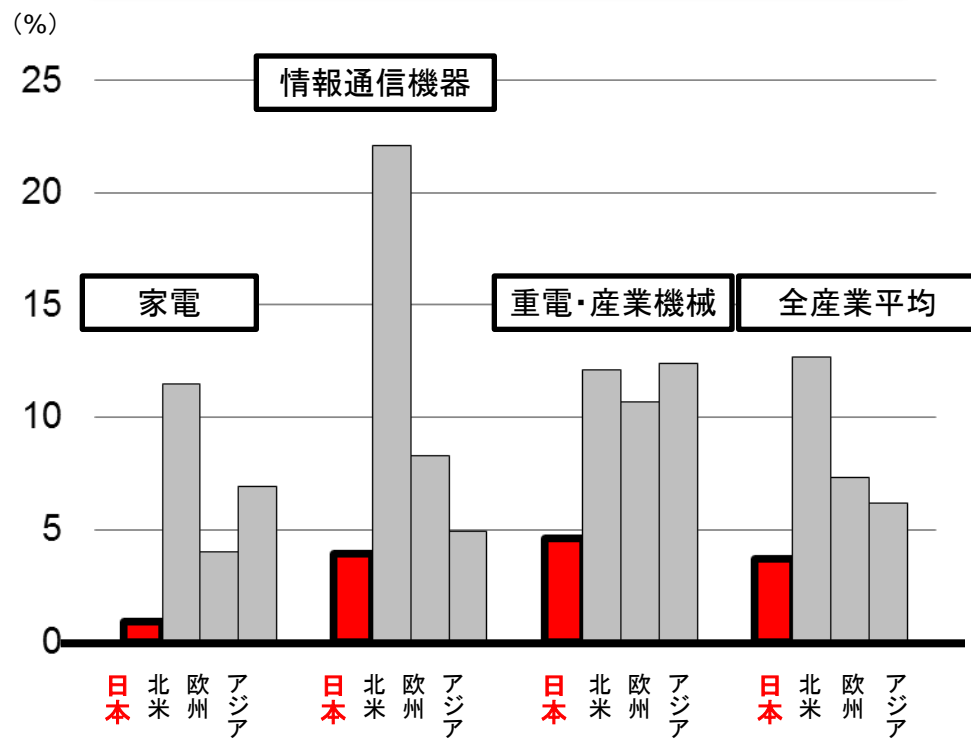
グローバル市場における分野毎の主な企業

	日本	北米	欧州	アジア他
液晶TV	ソニー、シャープ、東芝、パナソニック、船井電機	Vizio(米)	Philips(蘭)	Samsung(韓)、LGE(韓)、TCL(中)
鉄道	日本車両製造、日立製作所、川崎重工、東急車輛、近畿車輛	Bombardier(加)	ALSTOM(仏) Siemens(独)	現代ロテム(韓)
原子力	東芝(WH)、日立製作所、三菱重工	GE(米)、(WH)	AREVA(仏)	斗山重工業(韓)
水ビジネス(上下水)	東レ、メタウォーター、荏原、クボタ等 ※主要企業は、装置16社、プラント建設9社、運営・保守管理3社	GE(米)、Nalco(米)	Veolia(仏) Siemens(独) Suez(仏)	Thames Water(豪)
画像診断機器	東芝メディカル、日立メディコ、島津製作所、アロカ	GE(米)	Philips(仏)	-

我が国では、一つの事業分野に多くの事業者が存在

(出所)平成22年「産業構造ビジョン」

売上高営業利益率の国際比較



我が国企業の利益率は極端に低くなっている

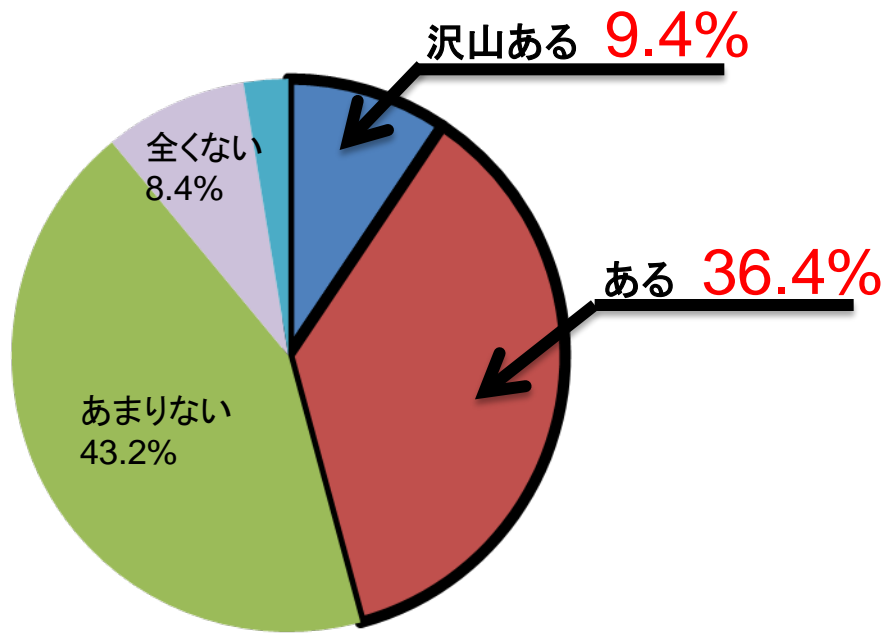
(出所)日本機械輸出組合 平成24年「日米欧アジア機械産業の国際競争力の現状」より経済産業省作成

事業再編の必要性 その2 : 社内に眠る技術や事業のタネ

○社内では十分活用できないものの、**他社の経営資源と組み合わせることで、まだまだ大きな成長が期待できる事業が存在。**

Q: 社内の技術や事業シーズで「**有効活用されていない**」、「**休眠している**」ものはあるか(回答数308社)

Q: その理由・課題は何か(回答数141社、複数回答可)



- 想定される市場規模が、自社の規模に対して小さく、十分な収益が見込めない(54.6%)
 - 社内に当該技術・事業シーズを活かせる人材・周辺技術が無い(45.4%)
 - 市場規模やリスクについての評価ができない(39.7%)
 - コアとなる事業領域から離れたもので、注力すべきでない(31.9%)
 - 技術リスク・市場リスクをとれない(23.4%)
- 等
(企業アンケート結果)

半数近くの企業が、休眠している技術や事業シーズが存在すると回答

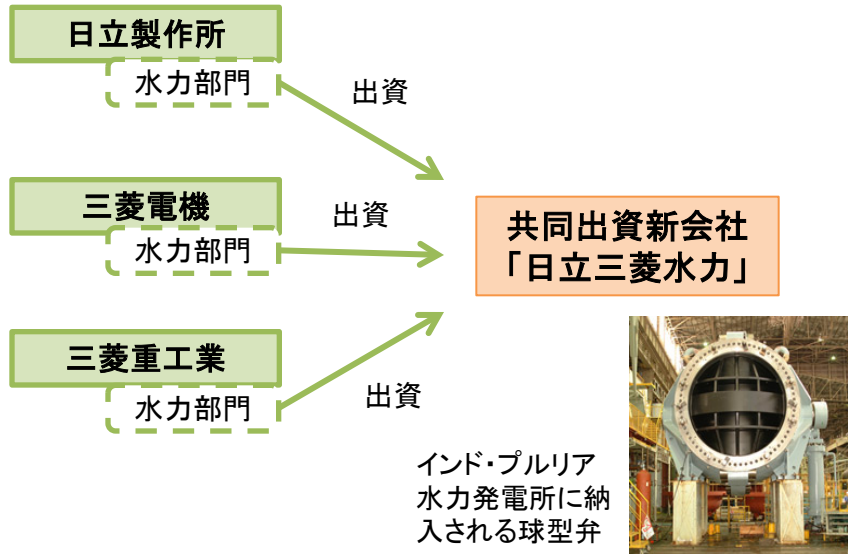
技術・事業シーズの切り出しと他社との融合により大きく成長できる可能性

事業再編の具体的先行事例

事業統合によるグローバル展開事例

(具体例) 水力発電システムの統合

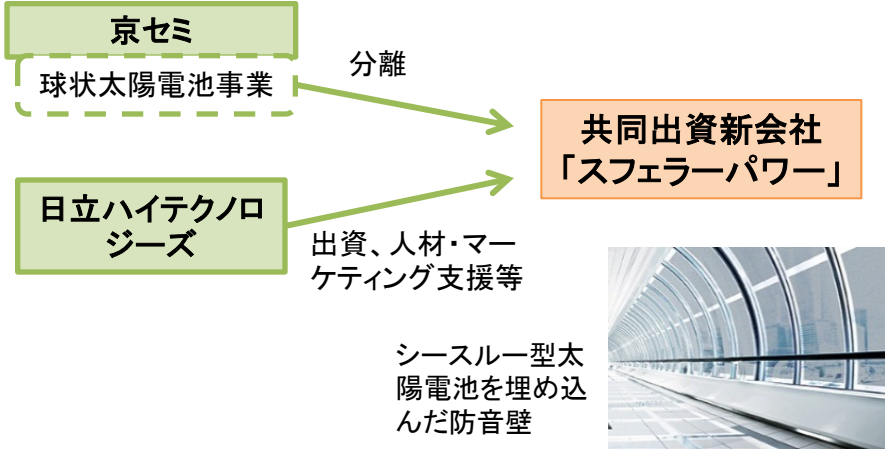
- 水力発電は、途上国を中心に大きな需要の伸びが見込める有望分野だが、同分野では欧州勢が高い競争力を有する。
- 国内大手3社は、同事業部門を切り出し統合することで、競争力の強化を実現。



事業統合による経営資源活用事例

(具体例) 地方の中小メーカーと大手半導体製造装置メーカーの統合

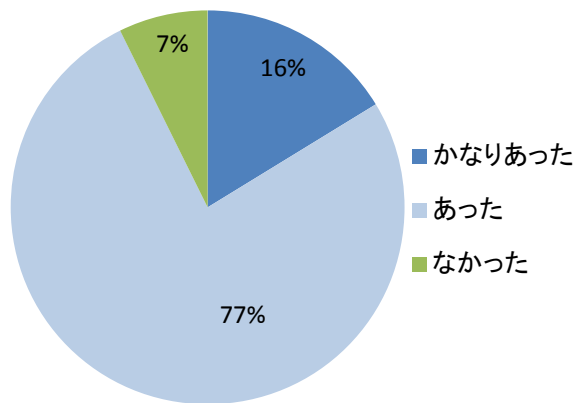
- 地方の中小メーカー(京セミ)が、自社の球状太陽電池事業を分離し、大手半導体製造装置メーカー(日立ハイテクノロジーズ)からの出資を仰ぐことで、球状太陽電池の製造販売を行う会社を立ち上げ。
- 日立ハイテクノロジーズが単なる金銭出資にとどまらず、京セミに対して人材支援、マーケティング支援、製品共同開発支援を行い、事業を軌道に乗せるために尽力し、業容拡大中。



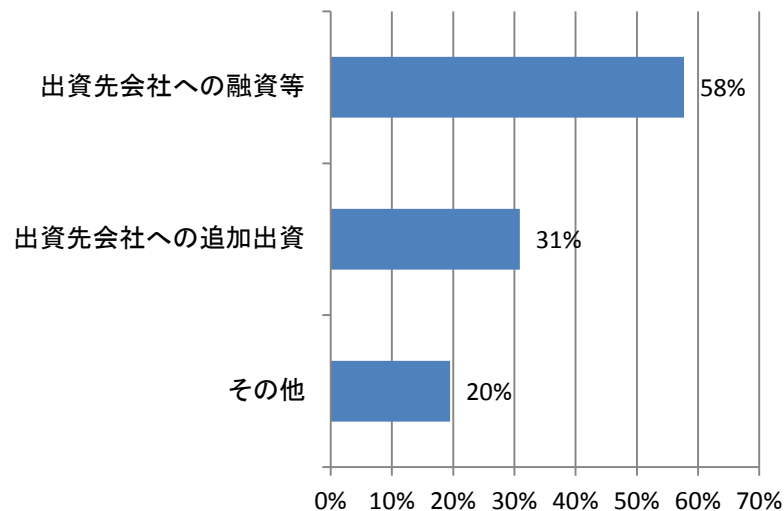
事業再編に伴う出資会社の財務負担について

○企業アンケートによれば、事業分離・統合においては、多くの出資会社(親会社)が、少なくとも当座、統合子会社を財務的に支えている実態がある。

問: 事業部門の分離・統合、出資先会社の事業運営に際して、出資企業に資金面の負担はありましたか(想定されましたか)。



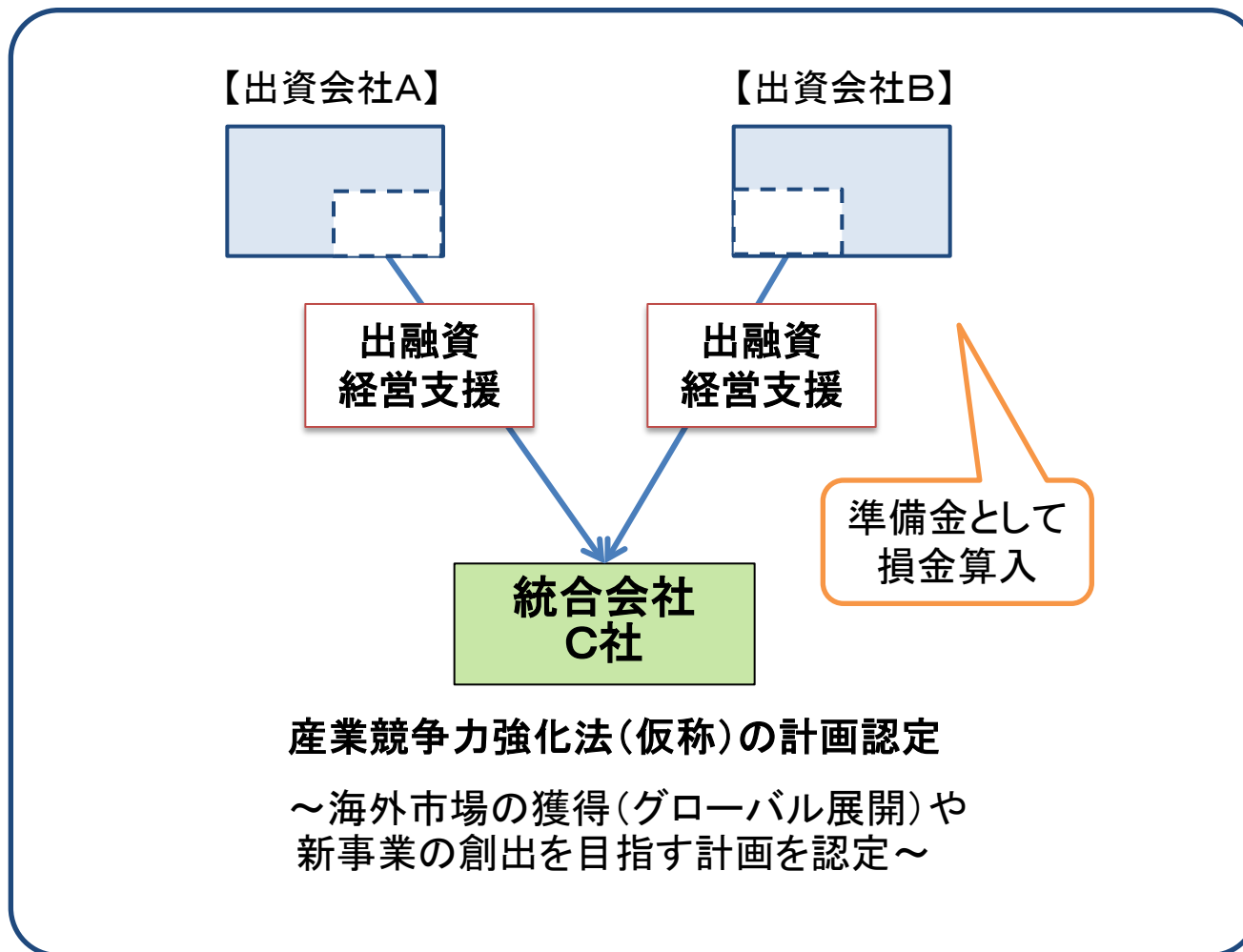
問: 出資企業が、統合後に出資先企業の事業運営に際して負担した(負担が想定された)資金等として挙げる項目を教えてください。(複数回答可)



(出所)「事業部門の分離・統合に係る税制等に関するアンケート」(2013年6月経済産業省)

制度内容

事業の切り出し・統合を行う企業に対して、出融資額の7割を限度として「損失準備金」を積み立て、損金算入できる制度を創設。



産業競争力強化法における特定事業再編の認定要件の概要

○特定事業再編を行い、特定事業再編投資損失準備金を活用するには、産業競争力強化法による計画認定を受けることが必要。産業競争力強化法における認定基準は概ね以下の通り(詳細は検討中)。

1. 生産性の向上

○特定事業再編によって誕生する会社(特定会社)の生産性が、特定事業再編前と比べて著しく向上することが見込まれること。

※生産性向上の基準として、一定程度のROA、有形固定資産回転率、従業員1人当たり付加価値額、のいずれかの向上を採用する予定。

2. 財務の健全性 雇用への配慮

すべて

○特定事業再編を行う事業者の財務の状況が、健全であることが見込まれること。

※財務の健全性の基準として、キャッシュフローに占める有利子負債の比率や、経常収支を見ることを予定。

○雇用への配慮

3. 新たな需要の開拓

いずれか

①特定会社が以下の取り組みを行い、特定事業再編前と比べて外国における新たな需要を相当程度開拓すること。

(イ)新商品・新サービスの開発及び提供により、商品・サービスの構成や役務の構成等を相当程度変化させること。

(ロ)新生産方式の導入又は設備の能率向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

(ハ)商品の新たな販売方式やサービスの新たな提供方式の導入により、商品・サービスの提供を著しく効率化すること。

(ニ)新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は新たな購入の方式の導入により、新たな商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

②特定会社が新商品・新サービスの開発及び提供を行い、特定事業再編前と比べて国内における新たな需要を相当程度開拓すること。

※「新たな需要を相当程度開拓」の基準として、一定水準を上回る売上高の上昇を採用する予定。

4. 特定会社に対する経営支援

いずれか

○申請事業者の全てが特定会社に以下のいずれかの経営支援を行うことを約していること。

①特定会社の事業に係る知見を有する役職員の派遣

②技術支援

③販路開拓への協力

④調達における協力

⑤製造・研究開発・管理業務等の受託

⑥その他特定会社の成長に不可欠な経営支援として認められるもの

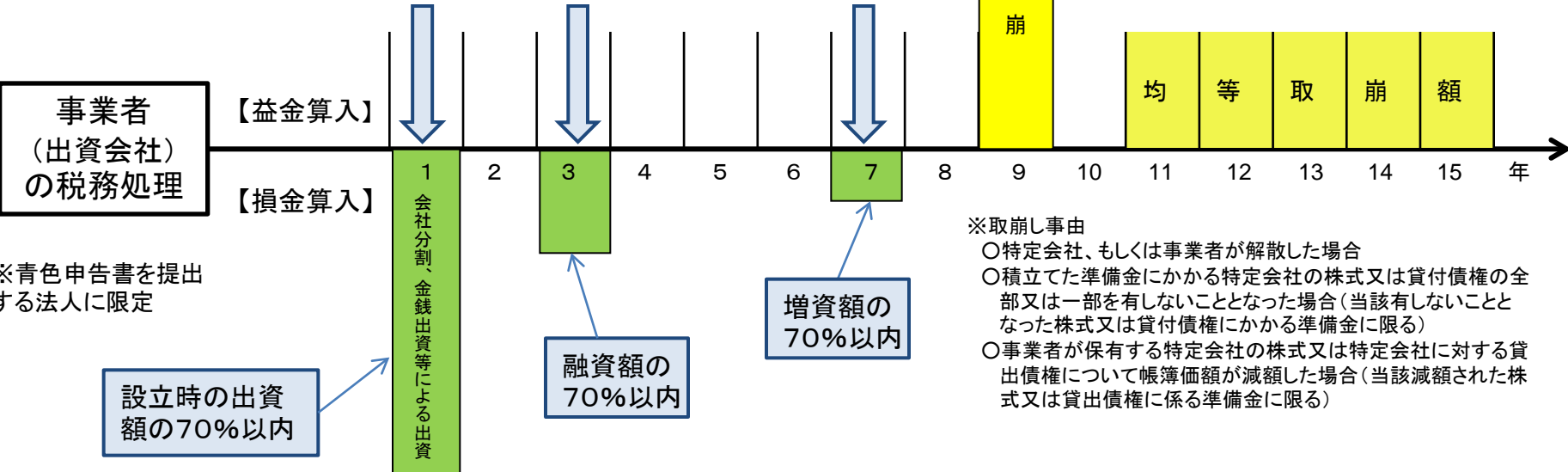
事業再編促進税制の制度概要(特定事業再編投資損失準備金)

○産業競争力強化法の認定を受けて特定事業再編を行う事業者(出資会社)が、自社の有する特定会社(特定事業再編により誕生する会社)の株式の価格の低落又は特定会社に対して有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、これら株式又は債権の取得価額の70%を限度に準備金として積み立てた場合、当該積み立てた金額を、当該事業年度の所得の計算上損金に算入することを認める。

- ①準備金の積立期間は最長10年間。
※積立期間とは、その法人が特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後10年を経過する日(特定会社が3期連続で営業利益を計上した場合は、その営業利益を計上した最後の事業年度終了の日)までの期間
- ②積立期間終了後は、翌事業年度より5年間を上限に準備金の残額全額を均等に取崩し。

※事業者は特定会社に対する出融資額の70%を限度に準備金を積立て損金算入可

※特定会社の解散等により、出資会社が出融資を回収できなくなった場合は一括取崩し



※青色申告書を提出する法人に限定

設立時の出資額の70%以内

融資額の70%以内

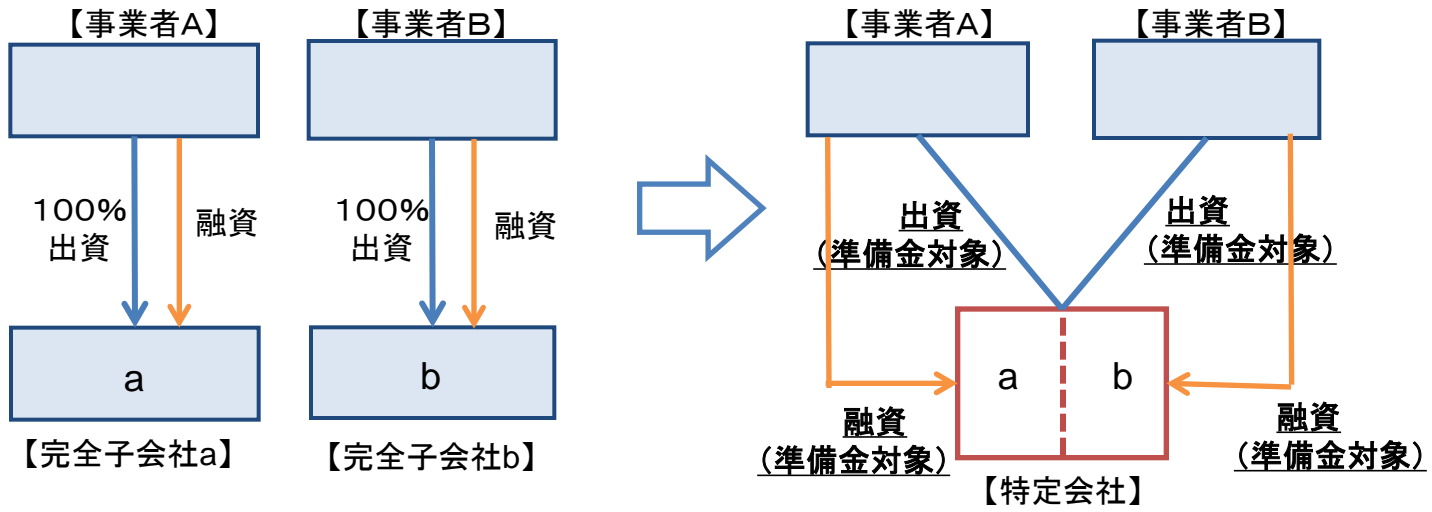
増資額の70%以内

- ※取崩し事由
- 特定会社、もしくは事業者が解散した場合
 - 積み立てた準備金にかかる特定会社の株式又は貸付債権の全部又は一部を有しないこととなった場合(当該有しないこととなった株式又は貸付債権にかかる準備金に限る)
 - 事業者が保有する特定会社の株式又は特定会社に対する貸出債権について帳簿価額が減額した場合(当該減額された株式又は貸出債権に係る準備金に限る)

特定事業再編の類型と準備金積立ての対象になる出融資①

○ 申請を行う複数事業者の完全子会社(一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社)同士が合併して設立される会社(特定会社)に対する申請事業者の出融資が準備金積立ての対象となる。

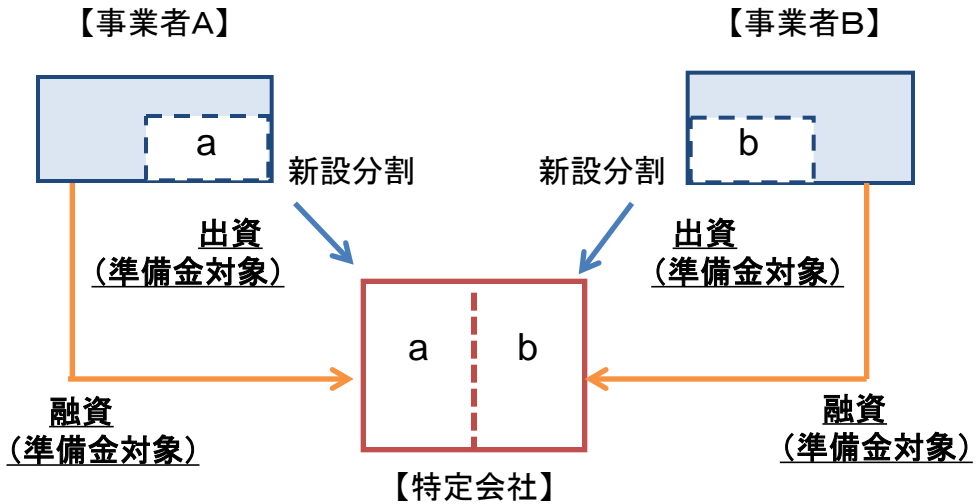
完全子会社相互間の合併



特定事業再編の類型と準備金積立ての対象になる出融資②

○申請を行う複数事業者が共同新設分割を行い設立する会社(特定会社)に対する申請事業者の出融資が準備金積立ての対象となる。

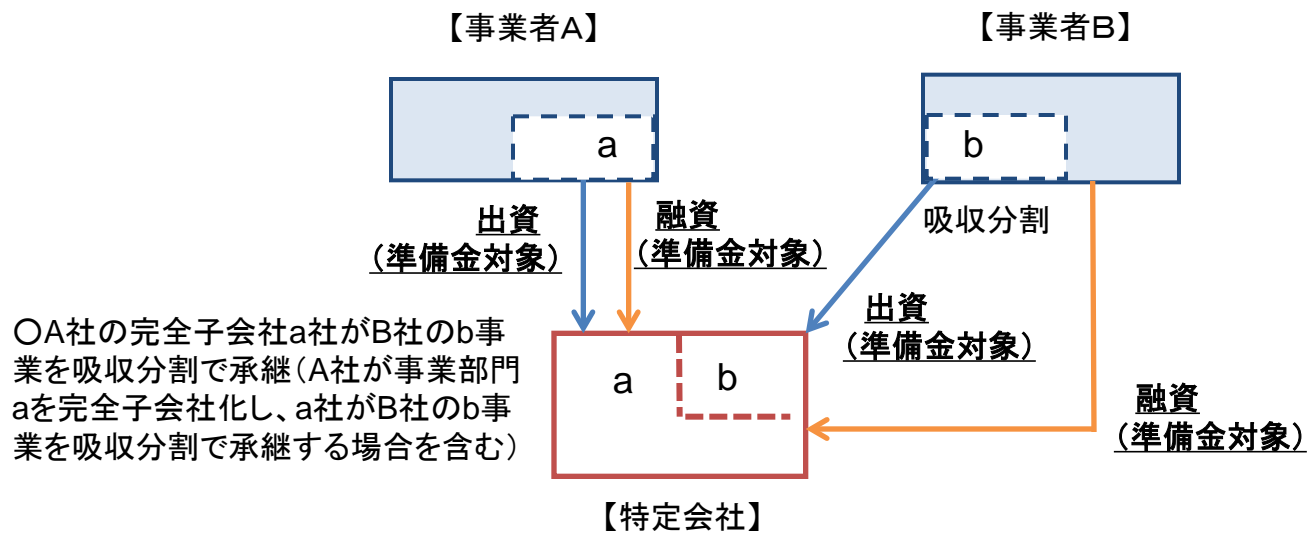
共同新設分割



特定事業再編の類型と準備金積立ての対象になる出融資③

○申請を行う複数事業者のうちいずれか1社の完全子会社(一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社)が他の事業者の事業部門を承継(吸収分割)して誕生する会社(特定会社)に対する申請事業者の出融資が準備金積立ての対象となる。

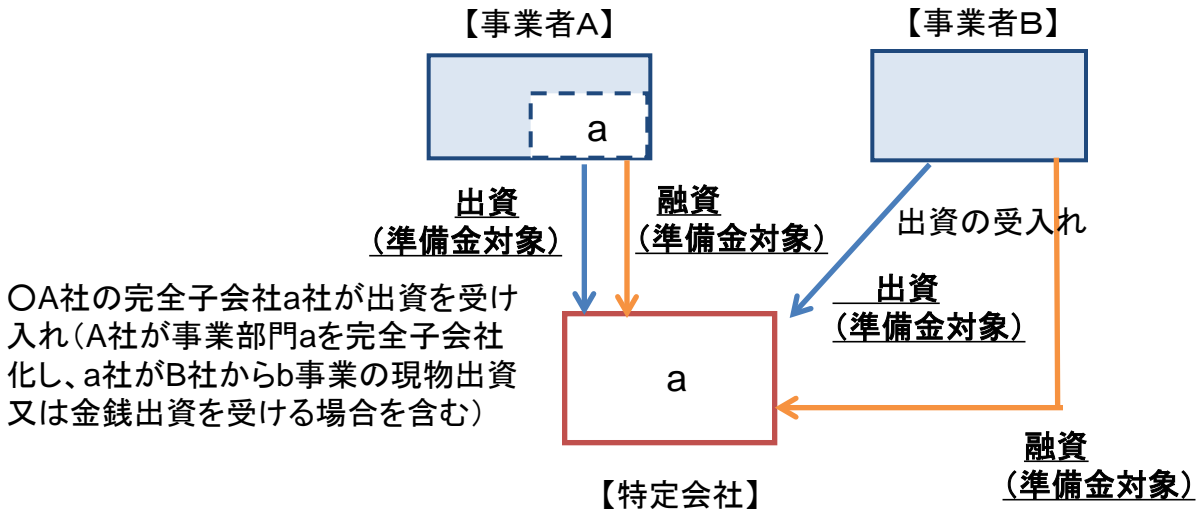
完全子会社に他の事業者が行う吸収分割



特定事業再編の類型と準備金積立ての対象になる出融資④

○申請を行う複数事業者のうち、いずれか1社の完全子会社(一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社)に他の事業者が現物又は金銭出資して誕生する会社(特定会社)に対する申請事業者の出融資が準備金積立ての対象となる。

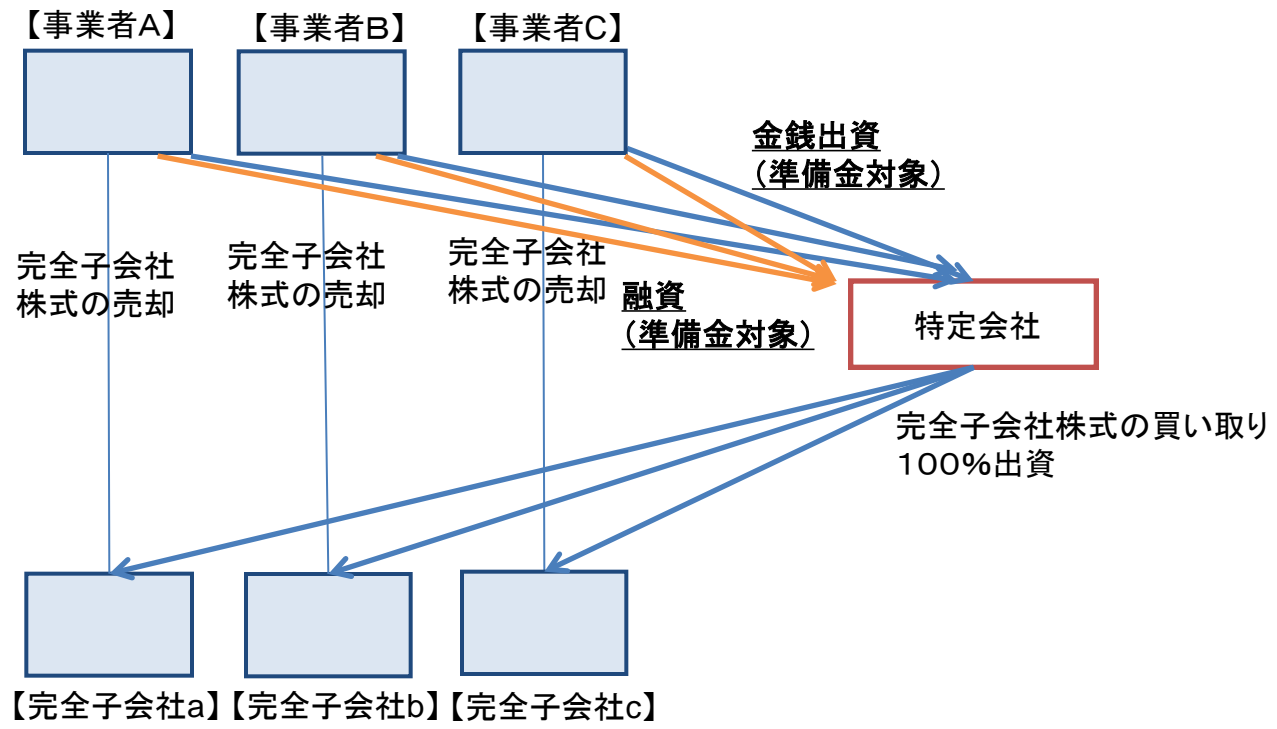
完全子会社が行う他の事業者からの出資の受入れ



特定事業再編の類型と準備金積立ての対象になる出融資⑤

○申請を行う複数事業者が出資し、それぞれの事業者の完全子会社(一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社)を取得する会社(特定会社)を設立した場合、事業者の特定会社に対する出融資が準備金積立ての対象となる。

複数事業者の金銭出資による会社の設立
(図は設立された会社が各事業者の完全子会社を買い取る例)



特定株式等とは、1又は2をいう。

1. 以下のいずれかに伴い取得する特定会社の株式(出資を含む)

- ① 設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み
- ② 合併
- ③ 分社型分割
- ④ 現物出資

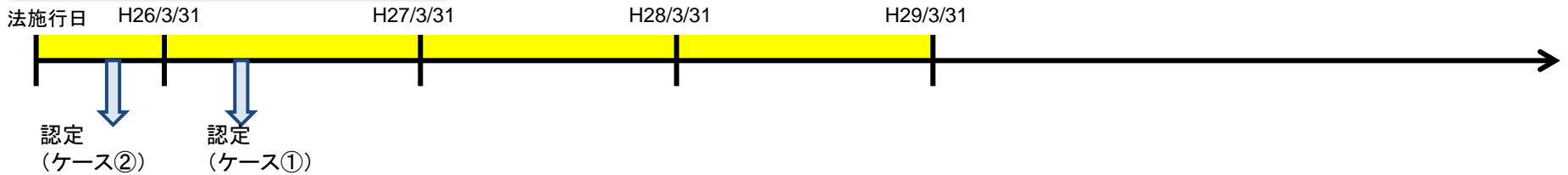
2. 特定会社に対する貸付金に係る債権

※その特定事業再編をした最初の事業年度に限り、その特定事業再編前からその最初の事業年度終了の日まで引き続き有している特定株式等の、帳簿価額の70%以下の金額を、本準備金として積み立てた場合も対象。

本税制措置の適用期間

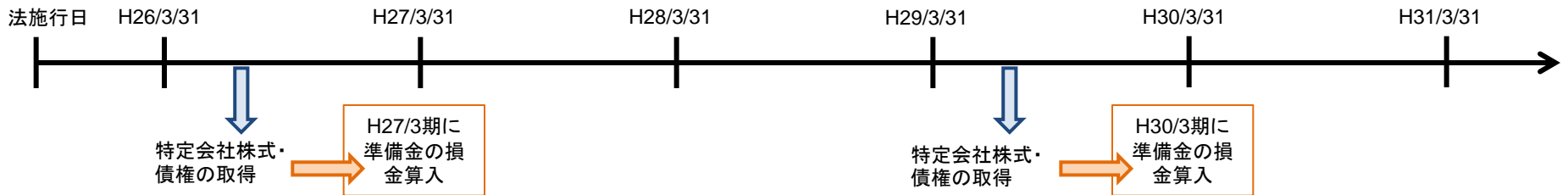
- 本税制措置の対象となる出融資とは、**産業競争力強化法施行の日から平成29年3月31日までに産業競争力強化法(特定事業再編)の認定**を受けた事業者が有する特定会社の株式又は特定会社に対する貸付金(債権)。
- 本税制措置は、**平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用**する。
- ただし、平成26年4月1日前に終了する事業年度(例;平成26年3月決算期)における特定会社の株式又は特定会社に対する貸付金(債権)については、平成26年4月1日を含む事業年度においてその準備金積立相当額の損金算入ができる。

産業競争力強化法の認定時期

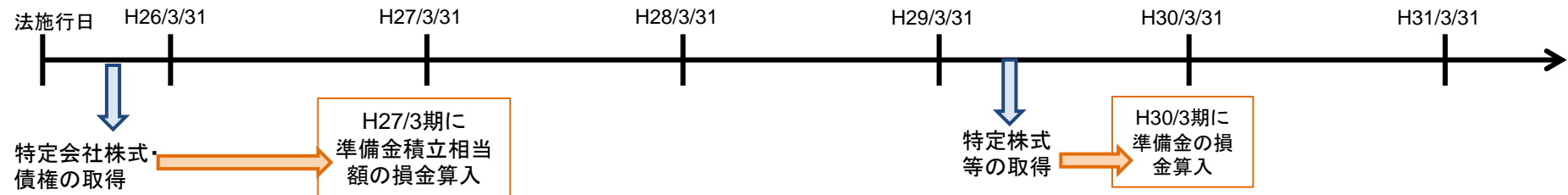


税制措置の適用時期(3月31日決算法人の場合)

ケース①の場合



ケース②の場合



事業再編促進税制に関する問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課
(直通)03-3501-6521